

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度包括的窒素管理のためのロジックモデル作成業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月25日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

2019年および2022年の第4回、第5回国連環境総会では、持続可能な窒素に関する決議が採択され、その中で“廃棄窒素”を半減という目標の議論が行われてきた。“廃棄窒素”とは、人為的な窒素利用に伴い発生する全ての窒素であり、NrとN2を含む。第5回国連環境総会では、2030年までの廃棄窒素削減にむけた各国の国家行動計画の情報共有が推奨され、我が国においても、持続可能な窒素管理に向けて、日本国の窒素フローおよび廃棄窒素量の評価に早期に取り組む必要がある。国内の窒素利用は農業利用のみならず、産業用途また現在ではエネルギーとしての利用も始まっている。

環境研究総合推進費5-2301では、廃棄窒素削減にむけた包括的窒素管理手法の把握に取り組んでいる。窒素管理手法は多岐にわたるため包括的な把握は十分になされていない。そこでプロジェクトでは、他分野にわたる廃棄窒素削減に資する対策・管理手法を網羅し可視化することを目指している。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行にあたり、国立研究法人国立環境研究所（以下「NIES」という）担当者と十分な打ち合わせを行い、以下の(1)および(2)の業務を実施することとする。本仕様書に記載のない細部、あるいは、業務内容に変更の必要性が生じた場合には、速やかにNIES担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

業務実施にあたり、収集した情報を適切な方法で情報管理・共有し、データや画像はNIES側で編集可能な形式で提供を行うこととし、再現性を十分に担保する。ファイルの形式等については、NIES担当者と十分に協議すること。

(1) 窒素管理に関するロジックモデルの作成業務

(ア) 統合型ロジックモデルの精査とデータベース整備

これまで開発してきたロジックモデルについて不足している情報について追加・整理し、窒素管理の詳細情報（窒素種やトレードオフ等）の再整理や視覚化を行う。また水田の窒素管理についてHow to型のロジックモデルを作成する。最終的な取りまとめにあたっては、政策決定者等の実務者と協議して進める。作成したロジックモデルはIllustrator等で可視化を行い、論理的構造・再利用性・視覚的美しさを兼ねた情報設計された図を作成する。

(イ) 窒素管理における大規模なテンプレートとして活用可能な階層ロジックツリー構造を設計

廃棄窒素削減管理手法に精通した専門家を集めたワークショップを開催し、収集した知見を整理して、How to型のロジックモデルを廃棄窒素排出源となるセクター毎に作成する。ロジックモデルの階層等の設計はNIES担当者と協議の上、設計を行う。ワークショップの開催に当たっては、ロジスティックスを請負者が担当すること。

(2) 報告書の作成

本業務の作業内容や打ち合わせの記録等をまとめた作業報告書を作成する。

・仕様要件

ロジックモデルを始めとした情報の構造化の経験があること。

廃棄窒素管理についてと背景を熟知していること。

Illustrator、Figma等のソフトウェアを使用できること

専門家とのコミュニケーションをもとに最新の科学的知見を反映できること。

イラスト制作に関するデザイナーを有すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1)業務結果報告書（電子データ） 1部

(2) 統合ロジックツリーおよび階層・構造に関する編集可能画像データ 1 式（サーバーを介した提出）

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、以下基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和7年度都道府県版 3EID 作成業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月19日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の資源循環領域では、物質利用に起因する国内外のサプライチェーンに着目した持続可能性評価と世界各国の金属ストック量の算定に関する研究を実施している。その一環として脱炭素社会への転換と物質利用の変化を定量化するための物質フローネットワークモデルの開発を行なっている。年間16億トンの物質フローが発生し、かつ膨大な天然資源や素材を輸入する日本の責任は大きく、自国の脱炭素化に向けた物質フロー転換が国際貿易を通じて他国に及ぼす影響を事前に把握する必要がある。加えて、物質フロー転換の具現化には、転換政策の実行主体である都道府県や市区町村の各地域経済が物質フローに如何に関与し、その削減が脱炭素社会の達成へと貢献するかを明らかにする必要がある。そのため、行政単位の地域間サプライチェーン情報を記述した多地域間産業連関表（Multiregional Input-Output Model: MRIO）と各地域の産業活動と温室効果ガス（GHG）排出量を接続した大規模な統計データが必要となっている。

NIESでは、公表済みの2015年・2020年版全国産業連関表が有する詳細な部門分類（約400部門）を維持した状態で日本国内の任意の自治体間サプライチェーン情報を記述したMRIOであるJapan IELabの作成を進めている。また、2020年版の全国表に対応したGHG排出インベントリデータベースである2020年版産業連関表による環境負荷原単位データブック（3EID）の作成も進めている。しかしながら、400部門の詳細な解像度を保持した地域行政単位のGHG排出インベントリデータは存在せず、地域単位のGHG排出の現状分析や脱炭素策の検討を実施することができない。

そこで本業務では、2020年を対象年とし、47都道府県別に2020年全国版3EIDと同等の解像度を有する都道府県版3EIDの作成に取り組む。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行にあたり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の(1)～(3)の業務を実施することとする。本仕様書に記載のない細部、あるいは、業務内容に変更の必要性が生じた場合には、速やかにNIES担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

業務実施にあたり、数値データの管理は、Microsoft Excel®、MATLAB®、Python®等を用いて行い、リンク機能の活用や十分なコメントを付す等して、一次データから最終的な数値の算出までの一連の推計プロセス等を詳細に記録して再現性を十分に担保する。データ整備の書式については、NIES担当者と十分に協議すること。また、収集した文献等の情報は、出典情報と共に参考資料として整理して提出すること。

(1) 都道府県別エネルギー消費量とCO₂排出量のデータ整備

2020年全国版3EID[参考文献(1)]の燃料種別に、部門別のエネルギー消費量・エネルギー起源CO₂排出量を配分指標に従って47都道府県に割り振りを行う。配分指標は燃料種別・部門別に設定し、例えば農業関係の部門は作付面積、飼養頭数、生産量、工業関係の部門は工業統計表の生産額、サービス業関係は事業所・企業統計調査の従業員数等を使用する。（統計データの例を参照）また、エネルギー消費量の配分に関しては、都道府県別エネルギー消費統計[参考文献(2)]から得られる部門別エネルギー消費量を参照すること。特に、電力消費量の地域特性を考慮するものとし、事業用電力と自家発電の電力消費量の地域配分を実施すること。

(2) エネルギー起源CO₂以外の都道府県別GHG排出量の整備

2020年全国版3EID[参考文献(1)]の燃料種別に、エネルギー起源CO₂以外のGHG（6.5ガス）排出量を配分指標に従って47都道府県に割り振りを行う。配分指標は各燃料で基本は共通とするが、燃料種別に配分指標を設定する方が望ましいと判断される場合は、燃料種別に設定するものとする。

統計データの例：

- ・ 農業関係部門
 - 作物統計調査 (<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/>)
 - 畜産統計調査 (<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/>)
 - 農業経営統計調査 (<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/>)
- ・ 鉱業・工業関係部門
 - 都道府県別工業統計 (<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>)
 - 鉱工業指数 (<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/>)
- ・ サービス業関係部門
 - 経済センサス活動調査 (<https://www.stat.go.jp/data/e-census/index.html>)

参考文献(1) 産業連関表による環境負荷原単位データブック(3EID)

https://www.cger.nies.go.jp/publications/report/d031/jpn/index_j.htm

参考文献(2) 都道府県別エネルギー消費統計

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec002/

(3) 報告書の作成

本業務の作業内容や打合せの記録等をまとめた作業報告書を作成する。

(4) 実施体制

- ・ 産業連関表や貿易統計のデータを用いたデータ整備及び産業連関分析を実施した業務実績があること。
- ・ 産業連関表に基づく環境負荷データ整備を実施した業務実績があること。
- ・ Matlab®及びPython®によるプログラミング・演算の経験があること。
- ・ 64GB以上のメモリを搭載したワークステーションでMatlab®による計算ができること。
- ・ クラウドでのデータ共有が可能なこと。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。NIES担当者が指定するサーバーへのアップロードを想定するが、容量及びセキュリティの都合により別途のサーバーの利用、物理デバイス(SSD等)での納品を妨げるものではない。

- (1) 調査報告書(PDF形式及びWord形式)及び作成データのファイル 1式

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIESから提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIESから要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて

NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。

- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度気候変動適応策実践先進地域の成功要因に関するパターン集作成業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月31日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

気候変動による影響は既に世界中の様々な分野で現れており、この影響を回避・軽減するために気候変動への「適応」の重要性の認識が近年高まっている。我が国においては2018年12月に「気候変動適応法」が施行され、国、地方公共団体、国民、そして事業者のそれぞれが適応に取り組むことの必要性等が謳われている。現在、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、これら各主体が適応について理解を深め、適応取組を進めるための有益な情報を提供するために気候変動適応情報プラットフォーム（以下「A-PLAT」という。ウェブサイトのURLは(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)）を運営しており、各主体向けの適応取組の事例等を紹介している。

本業務では、気候変動適応策実践先進地域における取り組みについて、資料調査及び自治体担当者等へのヒアリング調査により情報を収集し整理する。その上で、当該先進地域の取組プロセスにおいて、特徴的に見られる構成要素を、「パターン・ランゲージ¹」の枠組みに基づいて、記述・言語化することで抽出する。最後に、それらの情報を後進地域の地域気候変動適応センターや自治体の担当者が活用可能な知見として活用できるように冊子を作成する。これを通じて、日本国内における気候変動適応実践を支援する際のエビデンスとなる基礎資料を作成することを目的とする。

5 業 務 内 容

4の目的を達成するため、以下の事項を実施する。請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。なお、業務を実施するに当たって、請負者はパターン・ランゲージの手法を用いた業務の実績を有すること、又は本業務を履行する十分な能力を有すること、加えて、主たる担当者に国内の地域における環境政策に関する調査や研究及びその業務等経験があるもの最低1名以上を含む体制で取組むこととする。

(1) 先進的な取り組みに関する資料調査

本業務では、気候変動適応実践先進地域である岐阜県の2事例（水防災及びアユの適応策実践）を対象とする。まず、刊行されている既往研究と関連書籍、及び一般に公開され

¹ デザイン理論の研究者であるクリストファー・アレグザンダーによって提案され、これまで様々な実践分野において適用が進められてきた設計方法論の一つである。その中で、「パターン」とは、繰り返し発生する課題に対して実践されてきた課題解決のアイデアを文書化したものとされる。この際、各「パターン」は解決方法だけでなく、それが適用できる「状況」、明確化された「課題」、その背後に働いている力であり解決方法を導出するためのヒントとなる情報「フォース」、そして「解決方法」とそれが実行された後に実現する「結果状況」という一連のフォーマットに基づいて記述されている。そして、それらパターンを言語のようにつなぎ合わせることで、複合的な問題への解決を目指すものとされる。

ている資料を収集する。それに基づき気候変動適応実践の過程を時系列で整理する。さらに、気候変動適応実践に関与したステークホルダーを調査して連関図を作成する。なお、過程の時系列整理及びステークホルダー連関図の作成に当たっては、下記の参考論文中の図-2,3,6,7,8,9を参考にすること。

<参考論文>

戸川卓哉, 大西悟, 福島秀哉, 後藤良子, 五味泰子: パターン・ランゲージによる環境・まちづくり先進都市に見られる共創的プロセスの記述 - 紫波町, 女川町, 日南市を対象として -, 土木学会論文集 D3 (土木計画学), 第 78 巻, 第 6 号, p.II_491-II_508, 2022. https://doi.org/10.2208/jscejipm.78.6_II_491

(2) 先進的な取り組みに関するインタビュー調査支援

岐阜県地域気候変動適応センターのセンター長を含む関係者 3 名を対象として NIES 担当者が実施するインタビュー調査を支援する。請負者は、NIES 担当者との協議によってインタビュー項目の抽出を実施する。また、実施後にインタビュー調査結果の録音データに基づき、議事録を作成する。なお、インタビュー調査は岐阜県内での対面会議を基本として 1 時間程度で実施するものとし、実施に当たっては(1)で記載した参考論文を参考にすること。

(3) エキスパートワークショップの企画運営及びファシリテーション

(1)で収集した資料、(2)で実施したインタビュー調査の結果に基づいて「パターン」を抽出するためのエキスパートワークショップを 1 回 (都内、対面開催、5 時間程度) 開催する。エキスパートワークショップにおいては、環境分野又はまちづくり分野の専門家 (教授級程度) を 1 名程度招へいするものとし、岐阜県の 2 事例を対象としたものとする。請負者においては、その企画調整および当日のファシリテーションの他、資料印刷 (フルカラー、10 ページ、5 部程度) 等、運営に必要な業務を実施する。また、招へい者に謝金の支払い (謝金は専門家 1 名 1 日当たり 12,300 円を支給する) ものとする。エキスパートワークショップにて事例毎に 20 パターン程度を選定し、事例間で共通するパターンを抽出するものとする。なお、ワークショップ実施とパターン抽出に当たっては(1)で記載した参考論文を参考にすること。

(4) パターン集の作成

(1)で収集した資料、(3)で実施したエキスパートワークショップの結果を対象地域毎に冊子形式でとりまとめる。エキスパートワークショップの結果抽出された 20 パターンをパターン・ランゲージの標準的なフォーマット (「状況」、「課題」、「フォース」、「解決方法」、「結果状況」) に従って整理する。特に後進地域の地域気候変動適応センターや自治体の担当者が活用可能な知見として利用できるような冊子を作成するよう文章表現を留意する。なお、パターン集の作成に当たっては下記のウェブサイトに掲載しているパターン集の事例を参考にすること。パターン集作成に当たり、イラスト作成は本業務内容に含まないものとする。

<参考ウェブサイト>

パターン・ランゲージサイト (国立環境研究所 福島地域協働研究拠点)

<https://pattern-language.nies.go.jp/books/index.html>

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。提出方法は NIES 担当者の指示に従うこと。

(1) 業務結果報告書 (PDF ファイル) 一式

(2) 本業務で作成した全ての電子ファイル (Word ファイル等) 一式

※Microsoft 社 Windows10 もしくは Windows11 上で表示可能なものとする。

※使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・ Microsoft 社 Word、Excel、PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・ Adobe 社 Illustrator

※文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当官の指示に従うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (4) 請負者は、成果物を第三者が著作権を有する著作物に依拠していないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は請負者が負うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等には、第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）で定められた自動車を利用するよう努めるものとし、会議運営に際しては、基本方針で定められた「会議運営」の判断の基準を満たすこととする。